

さかいアクセラレーションプログラム「INNOVATORS BOOTCAMP」運営業務
事業者募集要項（プロポーザル）

1. 業務名称

さかいアクセラレーションプログラム「INNOVATORS BOOTCAMP」運営業務

2. 業務目的

スタートアップや第二創業における新たなビジネスアイデアを事業として確立、成長させ継続的な新事業の創出およびその実現・成長に寄与することを目的とし、もって中百舌島地域におけるイノベーション創出に必要な機能としての確立を図る。

3. 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4. 履行場所

堺市北区長曾根町 1 3 0 - 4 2

S-Cube（さかい新事業創造センター）ほか

5. 契約担当者

〒591-8025 堺市北区長曾根町 1 3 0 - 4 2

株式会社さかい新事業創造センター（S-Cube） 担当：張・庄司

TEL：072-240-3775 E-Mail：jigyous@s-cube.biz

6. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、単独事業者によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 本業務と同種業務または類似業務を実施した実績を有する事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと（同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められてから 3 年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則第 3 条の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に規定する更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生手続開始の申立てがなされていない者。（会社更生法に規定する更生計画認可又は民事再生法に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7. 公募スケジュール（予定）

・公募開始日	令和 6 年 5 月 2 9 日（水）
・参加表明提出期限	令和 6 年 6 月 1 4 日（金）1 7 時まで
・質問受付期限	令和 6 年 6 月 1 4 日（金）1 7 時まで
・質問回答日	令和 6 年 6 月 2 6 日（金）
・企画提案書提出期限	令和 6 年 7 月 3 日（水）1 7 時まで
・プレゼンテーション審査	令和 6 年 7 月 9 日（火）
・審査結果通知日	令和 6 年 7 月 1 2 日（金）

（参考）事業者決定後の予定

令和 6 年 7 月中旬 契約内容・スケジュール等の調整後に契約締結

8. 応募書類の配布

令和 6 年 5 月 2 9 日（金）から令和 6 年 6 月 1 4 日（金）まで、さかい新事業創造センターホームページからダウンロードしてください。

さかい新事業創造センターホームページ <https://www.s-cube.biz/>

9. プロポーザルの参加表明

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、以下の書類に必要事項を記入し、令和 6 年 6 月 1 4 日（金）1 7 時までに代表者印を押印のうえ、郵送または持参にて「5. 契約担当者」まで提出してください。郵送の場合は、上記提出期限必着です。その場合は、必ず「5. 契約担当者」に電話にて到着確認を行うようにしてください。

- ・プロポーザル参加表明書（別紙 1）
- ・守秘義務誓約書（別紙 2）
- ・国税の納税証明書（法人はその 3 の 3、個人はその 3 の 2 とし、提出日から 3 か月以内

に発行されたものを添付すること。写し可。)

- ・会社概要（任意様式・パンフレット可）

11. 提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して質問がある場合は「5. 契約担当者」まで、メールにて問い合わせてください。なお、質問受付期間は令和6年5月29日(金)から令和6年6月14日(金)17時までとします。電話での質問や期限後の質問は一切受け付けません。

なお、質問への回答は参加表明のあった全事業者にメールにて送信する他、当社ホームページに掲載します。

※件名は「【会社名】さかいアクセラレーションプログラム質問事項」としてください。

※メール送信後に必ず電話にて送受信の確認をしてください。電話確認がなく通信不備等により質問内容が確認できなかった場合は受付できなかったこととします。

（電話対応可能時間：平日9時～17時）

12. 企画提案書等の提出

募集要項等の提案要件に従って企画提案書を作成し、以下の通り提出してください。なお、提出された書類等については返却しません。

(1)提出方法等

①提出期限 令和6年7月3日(水)17時まで

②提出先 「5. 契約担当者」まで

③提出方法 直接持参または郵送による提出とし、直接持参の場合は平日の9時～17時に持参してください。郵送の場合は上記期限内に必着とし、「S-Cube プロポーザル提案書在中」と明記してください。また郵送の場合は、到達確認を行ってください。

④提出書類 ア 企画提案書

イ 見積書

※記載内容は(2)を参照してください。

⑤提出部数 正本1部

副本8部

※正本は事業者の住所、商号または名称、代表者氏名を記載のうえ、代表者印を押印してください。副本は提案者が判別できるような記載は一切行わないでください。

※業務名称は『さかいアクセラレーションプログラム「INNOVATORS BOOTCAMP」運営業務』とします。

※見積書の宛名は「株式会社さかい新事業創造センター」とします。

(2)企画提案書及び見積書（任意様式）

①企画提案書

ア A4 判、左綴じ、8 ページ以内（表紙除く、両面印刷可）

イ フォントサイズは10ポイント以上

ウ 図表、写真挿入可

エ 次の事項を記載すること。

- ・業務内容に関する具体的な提案
- ・業務の実施体制
- ・業務実施スケジュール
- ・類似事業の業務実績

②見積書

本業務にかかる見積書の提案上限金額は下記の通りとし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とします。なお、見積書の記載内容を確認し、必要に応じて補正を求めることがあります。

¥ 5, 8 0 0, 0 0 0 円（税抜）

13. プレゼンテーション審査

提案者は以下の要領で提案内容のプレゼンテーションを行います。

- 1) 日 時 令和6年7月9日（火）（時間等の詳細は後日連絡）
- 2) 場 所 さかい新事業創造センター（S-Cube） 1F 多目的会議室
- 3) 発表時間 1社12分＋質疑応答20分
- 4) 出席者 説明者以外に補助等を含めて1事業者あたり2名までとします。

※プレゼンテーション審査は非公開で行います。

※指定された発表時間に遅れた場合は、発表時間を短縮します。

※発表のためのPC接続などの準備時間は5分を限度とし、以降は発表時間に含まれます。

※スクリーン及びプロジェクター（接続はHDMI端子）はS-Cubeにて用意します。

※発表内容は公平を期すため、事前に提出した提案内容と同一のものとし、発表時における追加変更、修正は認めません。

14. 選定基準

①評価項目

事業者選定委員会を設置し、審査します。評価項目については以下の通り。

（審査基準及び配点は別紙3参照。）

- ・業務遂行力
- ・企画力

②審査方法

- ・提案資料及びプレゼンテーション審査により、①について審査し、合計得点の高い者から順位をつけ、最も順位の高い者を契約候補者として選定します。
- ・提案事業者が1 者の場合においてもプレゼンテーション審査を実施し、提案内容が優れていると認める場合には契約候補者として選定します。
- ・合計得点が最も高い者が2 者以上あるときはくじにより契約候補者を選定します。

③失格事項

次の事項のいずれかに該当する者は失格とします。

- ・提案書の提出書類の提出方法、提出期限に適合しない場合
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・本要項に違反又は逸脱した場合
- ・プレゼンテーション審査に正当な理由なしに参加しなかった場合

15. 審査結果の通知

選定結果は令和 6 年 7 月中旬までに、全てのプレゼンテーション参加事業者に電話またはメールで通知したうえで、文章にて後日郵送します。選定過程や理由についての問い合わせは受け付けません。

16. 著作権について

- ・提案者が提出した提出物の著作権は、著作権法に基づき、提案の制作者に帰属します。ただし、提案者の保持する著作権を使用する権利は、S-Cube に無償譲渡するものとします。
- ・提案者は、S-Cube が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承し、著作者人格権を行使しないものとします。

17. 契約の締結

- ・審査の結果を踏まえ、契約の相手方として最も適したものを優先交渉権者として決定します。
- ・優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとします。その場合、当該事業者は契約の締結について速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なします。
- ・優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとします。

18. 留意事項

- ・ 同一事業者からの複数の提案は認めません。
- ・ 提案物の制作・発表に関わる費用は、プロポーザル参加事業者にて負担してください。
- ・ 本プロポーザルは、事業者選定を目的として行なうものですので、提案内容は事業者選定後に諸事情や現場状況の変化によって、変更する可能性があります。
- ・ 本要項及び、配布資料の曖昧さや不一致についての一切修正する義務は負いません。
- ・ 本要項に示す概略スケジュールは、やむを得ない諸事情により予告なく変更することがあります。
- ・ 提案者が提案した内容は提案者の許可なく外部へ公開、又は第三者に提供、若しくは利用しません。
- ・ その他、契約条件・支払い条件などの内容は、協議の上契約書にて締結します。